

ドキュメンタリー映画「ザ・思いやり」上映&バザーを行います

と き:2017年8月19日(土)13:30~15:00

ところ:岩岡連絡所多目的ホール(大)

入場料:200円

監督・編集 リラン・バクレー

1964年アメリカ・テキサス州出身。青山学院大学英語講師など。神奈川県在住。

出演・松元ヒロ(コメディアン)、山口洋子(思いやり予算を被災地の支援へ!)、前泊博盛(沖縄国際大学 教授)、呉東正彦(弁護士)他

詳しくは同封のちらしをご覧ください。

「思いやり予算」とは?

1978年、時の防衛庁長官・金丸信が、在日米軍基地で働く日本人従業員の給与の一部(62億円)を日本側が負担すると決めたことから始まる。日米地位協定の枠を超えて、米国の軍事的活動に我々の税金が使われている、法的根拠のない負担。

バザー 13:00~15:30(会場は11時から開いています)

物品を寄付していただける方は、当日13時までに岩岡連絡所多目的ホール(大)にもってきていただき、ご自分で決めた値段の値札のところに置いて下さい。もしくはお知り合いの世話人までお持ち下さい。

買っていただける方は、値札のところに置いてある箱にお金を入れてお持ち帰り下さい。勝手ながら売り上げは「憲法9条の会・岩岡」の活動資金にあてさせていただきます。ご了承下さい。

なお、当日「ザ・思いやり」パンフ(500円)、「ゲンパツってどうなのさ?」ミニパンフ(100円)を販売します。

..... 堀口照美の「憲法街道おばさんのぶらり旅」(連載第7回)

第三章 国民の権利及び義務 (25条から30条まで)

憲法第25条で定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とは、どのような生活を言うのでしょうか。ただ食べていくだけの収入があればいいのでしょうか?基地周辺の住民が生活する中を、軍用機が爆音を響かせ、傍若無人に飛び交い、学校では授業を中断しなければならず、入院患者や周辺住民のストレスは大変なものだと報じられています。日米安保条約や地位協定に守られた軍用機のために、憲法26条で定められた「教育を受ける権利、教育の義務」が守られず、「健康で文化的な最低限度の生活」が脅かされているのはなぜでしょう。日本国民が国によって守られず、米軍基地が日本国に守られているという本末転倒な事態をおかしいと思いませんか?自分の周辺に基地が来ればどうしますか?自分自身のこととして考えて下さい。

「人はパンのみにて生きるにあらず」と聖書に書かれています。いろいろな立場の人がいろいろな能力を持ちながら、学ぶことや自分らしく生きることを諦め、食べることのためだけに働き、日々を過ごすことで、「勤労の権利及び義務」(第27条)、「納税の義務」(第30条)を全うするのでしょうか?石川啄木の言うように、「働けど働けどなお我が暮らし楽にならざり じっと手を見る」と虚しさだけが残りそうです。「健康で文化的な最低限度の生活」が守られてこそ、勤労の義務や納税の義務が果たせるのでしょうか。

さまざまな事情で、義務教育すら受けることが困難な状況の子どもたちが増えてきています。この子



どもたちに「どう生きるか」を問うのは残酷なことですね。教育とは知識に基づく知恵を働かせ、考える力を養うことだと考えます。日本中の基地周辺の生活を知ること、「法の下での平等」や、安全で安心な生活の大切さを考える時、感性や能力の違いはあるとしても、望むことは、「健康で文化的な最低限度の生活」ではないでしょうか。税金が公正に使われてこそ、納税の義務を果たす心が生まれ、納得できるでしょう。

第二十五条【生存権・国の社会的使命】 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条【教育を受ける権利、教育の義務】 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

第二十七条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は法律でこれを定める。

児童はこれを酷使してはならない。

第二十八条【勤労者の団結権】 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条【財産権の不可侵】 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第三十条【納税の義務】 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

2017年11月3日の「紙上デモ」にご参加下さい



次のアピールが「戦争させない、9条壊すな！総がかり行動兵庫県実行委員会」から出されました。

2017年5月3日、安倍首相は、改憲派の集會に寄せたビデオメッセージで、「東京オリンピックが開かれる2020年に新しい憲法を施行」「9条に自衛隊の明記を」と改憲項目にまで踏み込んだ発言で明文改憲への執念を示しました。施行70年の憲法記念日は、現憲法最大の危機を象徴する日となりました。

一方、安保関連法制（戦争法）に反対する市民運動は大きく発展・成長しました。SEALDs やママの会など市民一人ひとりが立ち上がった運動などで、立憲主義や民主主義が私たちの身近にあること、一人ひとりの行動が今まで無縁であった政治を大きく変えることができることを経験してきました。

私たちには、恒久平和、基本的人権の尊重、国民主権を三大原則とした日本国憲法を未来に繋いでいく責任があります。そのためには憲法改正の発議、国民投票を想定した行動も視野に入れた行動が必要です。

戦争させない、9条壊すな！総がかり行動兵庫県実行委員会は、憲法公布71年目となる2017年11月3日、神戸新聞へ「憲法を活かす1万人意見広告運動・兵庫」を取り組むこととしました。

憲法改悪に反対するすべての皆様のご協力をお願いします。

●賛同募金 1口1000円（団体は3口以上）で、名前（団体名）を掲載します（掲載は自治体ごと）。

「憲法9条の会・岩岡」は、先日の世話人会で、会として1口3000円を募金することを決めました。会員の皆さんで募金に応じていただける方は、同封の払込取扱票に、おところ、おなまえ（ふりがな）、電話番号をお書きいただき、1000円を添えて、事務局かお近くの世話人にお届け下さい。事務局で応募者リストを作り、それを「総がかり行動兵庫県実行委員会」にFAXし、募金はまとめて送付します。

＝「憲法9条の会・岩岡」事務局 白井篤子 神戸市西区岩岡町岩岡 619-97 ☎967-2758 ＝